

平成27年 1月16日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅおよび原子炉廃止措置研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」という。）に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）および原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下、「防災業務計画」という。）の見直しを検討していますが、今年度の修正案について、同法に基づき本日から、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

	もんじゅ 防災業務計画	ふげん 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県
所在市町村	敦賀市	敦賀市
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	滋賀県 岐阜県

2. 防災業務計画修正案の概要

- ・当機構が他の原子力事業者に対して支援要請を行う時期を、原災法第15条通報後（緊急事態事象）から、その前段の原災法第10条通報後（特定事象）に変更
- ・機構内組織改正等に伴う修正

3. 防災業務計画の修正予定日

平成27年3月27日（金）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

別紙：高速増殖原型炉もんじゅおよび原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

以 上

高速増殖原型炉もんじゅおよび原子炉廃止措置研究開発センター
原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	・機構内組織改正等に伴う修正
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育および訓練の実施、関係機関との連携等	・機構内組織改正等に伴う修正
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	・機構内組織改正等に伴う修正 <第1節> ・他の原子力事業所等からの支援の要請を追加 <第3節> ・他の原子力事業所等からの支援の要請を削除 ※第3節の原災法第15条通報後（緊急事態事象）から 第1節の原災法第10条通報後（特定事象）に変更
第4章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	・機構内組織改正等に伴う修正
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	・機構内組織改正等に伴う修正

- ・原子力事業者防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したものの。